

事務連絡
平成 29 年 4 月 7 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

認可外保育施設からの重大事故に関する報告の周知徹底について

平素より保育行政の推進に御尽力を賜り誠にありがとうございます。

認可外保育施設において重大事故が発生した場合については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）に基づき報告をいただいているところです。

また、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「認可外保育施設指導監督の指針」の第 2 の 2（1）①において、重大な事故が生じた場合は、速やかに報告させることと定められております。

つきましては、都道府県等が開催する研修会、認可外保育施設に対する立入調査による指導監督や日常的な巡回指導の際に、重大事故が発生した場合の適切な報告についても、再度、周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、平成 29 年度予算において、①重大事故の防止のための研修実施に係る補助事業、②睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置に係る補助事業を新たに盛り込んでいるので、重大事故の適切な報告の周知にあたり、本事業の積極的な活用をお願いいたします。

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

- 重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ
 - 報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知
 - ・公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

- 重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ
 - ・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
 - ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
 - ・事故の再発防止のための事後的な検証
 - 地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
 - 国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者にも周知

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組(保育園等の事故防止の取組強化)

- ◎保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。
- 死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施
- 死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置

事故防止の取組

死亡率ゼロを目指す



- 【研修事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2
補助額: 1人当たり6千円
- 【巡回支援指導事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2
補助額: 巡回支援指導員1人当たり4,064千円